

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会は 家庭的保育者をつなぐ全国的な組織です

- 家庭的保育の普及・発展を通して、地域の子育て支援に資することを目的としています。
- 家庭的保育者が手を取り合い、より良い家庭的保育事業となるように努めています。
- 家庭的保育を創設・推進してきた国や自治体と協力関係を結んでいます。
- 研修などを通じて家庭的保育の質の向上を図っています。
- 公的保育の一環として家庭的保育を行う個人・団体のネットワークとして、活動しています。

年間の活動状況

* ニュースレターの発行（年3回）



* 家庭的保育者を対象とする研修、講演の開催

* 家庭的保育の関係機関や家庭的保育に関心のある方を対象とするセミナーの開催

* 家庭的保育育児支援事業『いっしょにあそぼ!』を市町村単位で開催

* 家庭的保育に関する図書の出版、協力

「応援します 働くお母さん」全国家庭的保育ネットワーク編 ひとなる書房（1997年）

「はじめよう！0・1・2歳児の家庭的保育」NPO法人家庭的保育全国連絡協議会編 福村出版（2009年）※2004年度WAM子育て支援基金で作成した図書の改訂普及版。

「家庭的保育の基本と実践〔第3版〕」家庭的保育研究会編（資料等協力）福村出版（2017年）

「地域型保育の基本と実践〔第2版〕」家庭的保育研究会編（資料等協力）福村出版（2023年）

「家庭的保育の安全ガイドライン〔改訂版〕」NPO法人家庭的保育全国連絡協議会編（独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業）（2019年）

* NPO法人家庭的保育全国連絡協議会会員専用の団体保険では、賠償責任保険（家庭的保育者向け）と傷害保険（児童向け、家庭的保育者向け、家庭的保育補助者向け）が整えられ、適切な対応が取られるよう保障されています。

入会、その他の問い合わせは下記まで

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会

〒210-0846 神奈川県川崎市川崎区小田5-19-1

FAX 044-573-2573 MAIL info@familyhoiku.org

Webサイト <https://www.familyhoiku.org/>



家庭的保育の今、そして可能性— もっと知ってほしい



家庭的保育は保育者の居宅、その他の場所で行われる、小規模の異年齢保育です。2010年より児童福祉法に位置づけられた保育事業として、2015年からは子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育給付」の対象である地域型保育事業の一つとして認可事業となりました。

家庭的保育事業は定員5名までの小さな保育施設ですが、保育所等と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担っています。

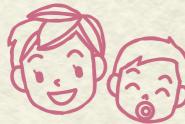
家庭的保育は、保育所の待機児童対策や人口減小地域での保育需要に応えるものとしてとらえられてきましたが、そればかりではなく、子ども一人ひとりにきめ細やかに対応する家庭的保育がどの地域でも利用できるようになることを願っています。そのためには、家庭的保育が全国に広がり、家庭的保育を実施する地方自治体、家庭的保育者、家庭的保育を利用する家庭がさらに増えることが期待されます。

本小冊子は、家庭的保育の実際の姿を視覚的に紹介することにより、家庭的保育の魅力や安全への取組を知りたいことを目的に作成したものです。扉を開いて、一歩足を踏み入れていただくと、多くの方が想像されている保育とはひと味違う家庭的保育の姿を感じ取っていただけるのではないかと思います。

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会
家庭的保育普及啓発委員会



こんなところが 家庭的保育のいいところ



家庭的な環境での異年齢保育

安全に十分配慮された専用の保育室で、異年齢の子どもがきょうだいのような関係を体験しながら、一緒に育ちます。



小人数を対象とするきめ細やかな保育

子どもの数が少ないので、一人ひとりの発達の状況、興味や関心、体质・体調などにきめ細やかに対応します。一人ひとりの子どもの24時間の生活を考え、子どもの生活リズムを尊重します。



いつも同じ保育者が対応します

子どもとの愛着関係が形成されやすく、日々の送迎時の情報交換により保護者とも緊密な信頼関係を築きます。



地域に密着した保育

地域の方たちに見守られながら行う保育です。公園などへ外遊びに出かけていき、地域のさまざまな年代の方と交流しています。



保護者からもらった嬉しい言葉 ベスト5

- 手厚い保育 ていねいな保育
- 支えてもらった
- 一人ひとりを しっかり見ている
- この保育室で 過ごせて良かった
- 親も子も安心

「子育て家庭に寄り添う家庭的保育」に関するアンケート
(NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 2025年)

* 現在行われている家庭的保育事業は、国の基準に基づく認可事業としての家庭的保育事業と地方自治体独自の基準に基づいて行われる家庭的保育があります。



Q. どのような保育ですか？

児童福祉法に基づき、市町村の認可を受けた家庭的保育事業者が行う公的な保育です。保育所と同じように、毎日行われる保育です。子ども・子育て支援法による『地域型保育給付』の対象事業です。

Q. 何歳まで 利用できますか？

3歳未満の子どもを対象とする保育です。3歳になって初めての3月31日まで利用できます。受け入れ開始の月齢や対象年齢は保育室により異なります。

Q. どんな人が 利用できますか？

保護者が働いているなどの理由で、日中保育を必要とする子どもが対象です。保育の必要性の認定を受け、「3号認定」の子どもが対象となります。

Q. 家庭的保育はどこの 市町村にもありますか？

お住まいの地域の実施状況については、市町村の保育課など、保育の担当課にお問合せください。

Q. どんな人が 保育するのですか？

家庭的保育者が行います。資格は、保育士を基本とし、市町村長が実施する基礎研修の受講が義務づけられています。保育士資格を保有していない場合は、講義と保育実習による認定研修を修了し、保育士と同等以上の知識や技術を持っていると市町村長に認められることが必要です。

Q. 家庭的保育はどういう 人が運営していますか？

個人事業主の家庭的保育者が運営する保育室と、法人が運営する保育室があります。

Q. 定員は何名ですか？

定員は1名から5名の枠の中で、各保育室で定員を定めています。

Q. 保育料は いくらですか？

市町村により異なりますが、保護者の世帯所得に応じた保育料が決められ、保育所と同じ料金です。



ゆるやかなディリープログラムに基づいて行われる保育



毎日散歩をしたり、庭、公園などで外遊びをします。



友達や保育者と遊んだり、おもちゃで遊んだり、一人ひとりが好きな遊びをします。



毎朝、子どもの健康状態と昨日からの様子を確認します。

受け入れ



いただきます!



自園調理の給食。
みんなで一緒に食べると食事が楽しくなります。

昼 食

外遊び

手洗い・うがい

トイレ・おむつ替え(随時)

おやつ・水分補給



午 睡

子どもたちが寝ている間も定期的に呼吸確認(SIDSへの対応や窒息防止)を行います。
※SIDS:乳幼児突然死症候群



補食として、必要なエネルギーと栄養素を組合せたおやつを提供します。



まだまだあそぶよ!



お迎えまで
もうひと遊び。

自由遊び

午睡準備・絵本の読み聞かせ



連絡帳を渡して、1日の子どもの様子を伝えます。

お迎え

子どもたちの発達の状態、日々の体調、機嫌、興味に柔軟に対応しながら、1日を過ごします。

保育室の環境、家庭的保育者、子どもの年齢の組合せなどにより、それぞれの家庭的保育は異なりますが、子どもが安全に安心して過ごせる配慮はどの家庭的保育にも共通に行われています。

地域のさまざまな場所で、 いろいろな人とふれあいながら行われる保育



保育室を飛び出でて…



自然の中で



商店街で



保育室や庭で



散歩の途中で



児童館で



いにしへな人と！



家庭的保育補助者と共にを行う保育

家庭的保育補助者は家庭的保育に欠かせない存在です。

規定では、子ども3人までの場合は家庭的保育者1人で保育することができますが、安全でゆとりのある保育を行うために、家庭的保育者は研修を修了した家庭的保育補助者を雇用し、複数で保育をしています。

家庭的保育補助者と共にを行う保育は保育の安全性を高めるだけでなく、保育内容を豊かにし、子ども・保護者への対応なども含め、家庭的保育の質を充実させています。

保育所と家庭的保育 共に地域の子どもを守り育てる

家庭的保育と保育所などによる連携保育が広がっています。

家庭的保育は地域の保育所、幼稚園、または認定こども園等を連携施設として確保し、家庭的保育を利用する子どもに集団保育を体験する機会の提供や、家庭的保育者への相談・助言などが行われます。また、家庭的保育者が研修参加や休暇を取る際の代替保育が行われる場合もあります。

子どもにとっては、ふだんは家庭的保育できめ細やかな保育を受けながら、時には保育所などの連携施設の園庭でのびのび遊び、大勢の子どもたちと集団保育経験ができる機会となります。

多くの子どもたちが家庭的保育から保育所などに移行する子どもたちです。連携施設は、この子どもたちが一定年齢に達した時の受け入れ先としての役割も期待されています。

同じ地域の子どもとして一緒に過ごす時間があることは、保育をより充実させる貴重な体験です。



安全で安心な 家庭的保育のための 支援体制・取り組み



行政による支援



家庭的保育補助者



保育所などの連携



家庭的保育支援者



代替保育



家庭的保育の
安全ガイドライン



家庭的保育者同士の
つながり

家庭的保育のニーズを捉え 専門機関と結ぶ家庭的保育支援者

家庭的保育そのものをよく理解し、家庭的保育者の応援ができる

家庭的保育支援者が求められています。

家庭的保育の保育室には連携施設や自治体に配置された家庭的保育支援者、また、行政の担当者、保健師、看護師などが時々訪れています。多くは家庭的保育の様子を確認し、必要な助言指導を行うものですが、保育中に自由に動けない家庭的保育者にさまざまな情報や支援を届け、また家庭的保育者に替わってそのニーズを適切な専門機関につなげる役割を担うことが期待されています。

また、子どもたちの健康を維持・管理できるよう、嘱託医も配置されています。

家庭的保育の充実のために…… 代替保育の保障

家庭的保育者の事情で休みを取るときに、子どもが慣れない場所で不安な思いで過ごすことは避けたいというのが保護者と家庭的保育者の共通の思いです。

連携保育の充実により、子どもたちが時々遊びに行きよく知っている保育所での代替保育や、複数の家庭的保育者が配置されたり、あるいは登録した家庭的保育補助者が、いつもの保育室で保育をすることを認める自治体が増えています。

家庭的保育の安全性の向上のために 「家庭的保育の安全ガイドライン」の策定

家庭的保育は3歳未満の小さな子どもたちの尊い命を守る仕事です。そのため、常に安全面に最大限の配慮をした保育を心掛けています。

全国の家庭的保育者の安全への取組を凝縮し、すべての家庭的保育者がこのガイドラインに沿って保育を行うことを目指して、2012年度、『家庭的保育の安全ガイドライン』(独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興事業)を策定し、さらには2019年に改訂版を策定しています。『家庭的保育の安全ガイドライン』は本協議会のホームページからどなたでもダウンロードできるように提供されており、家庭的保育者向けの研修や子育て支援員研修等でも広く活用されています。